

山都町公共施設等総合管理計画



平成 27 年 3 月
熊本県 山都町

目次

1 はじめに.....	1
1.1 計画策定の背景と目的.....	1
1.2 計画期間.....	1
2 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	2
2.1 老朽化をはじめとした公共施設等の状況.....	2
2.2 総人口や年代別人口についての今後の見通し.....	4
2.3 維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等.....	5
3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	8
3.1 現状や課題に関する基本認識.....	8
3.2 基本方針.....	9
3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	10
4 計画のフォローアップの実施方針等.....	13

1 はじめに

1.1 計画策定の背景と目的

本町では、快適な生活環境の構築や町民ニーズなどに対応するため、公共建築物やインフラ施設（以下、「公共施設等」といいます。）を整備してきましたが、施設の老朽化が顕在化しており、近い将来、これらの大規模修繕や更新等が必要となり、多額の維持管理費用が発生すると見込まれています。

さらに、本町では人口の減少や少子高齢化が著しく、将来の利用需要を見据えた施設量の見直しが必要となっています。また、税収の低下や扶助費の増大により公共施設等の維持管理に関する財政は厳しさを増すことが確実であり、公共施設等の維持管理費を適正な水準に抑制していく必要があります。

このような状況から、本町では橋梁長寿命化修繕計画（H23）や公営住宅長寿命化計画（H26）の策定、新庁舎建設など、維持管理の財政負担を軽減するための取り組みを進めてきましたが、本町が保有する公共施設等全般を網羅的に維持管理に取り組んでいくことが、持続可能な維持管理を行っていくうえで重要であることから、本町が保有する公共施設等全般を対象とした今後の総合的な管理の指針として「山都町公共施設等総合管理計画」を定めました。

1.2 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 老朽化をはじめとした公共施設等の状況

① 公共建築物

当計画は、今後の維持管理の取組の方向性を検討することを目的としており、町有公共建築物 276 施設のうち、分析可能なデータが整った 270 施設（延床面積約 19 万㎡）を計画対象施設とします。

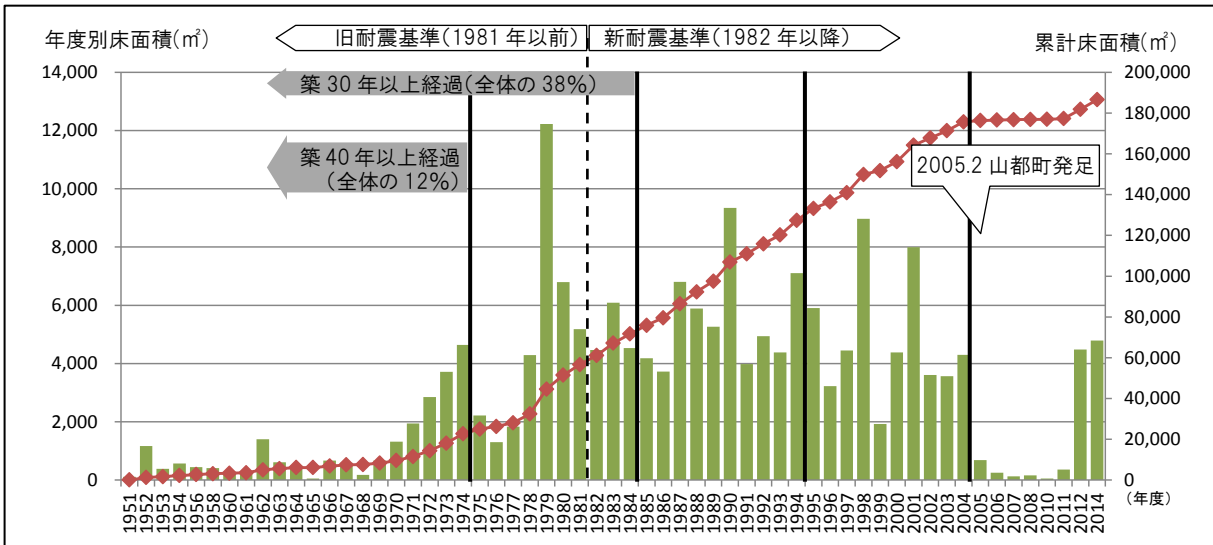
計画対象施設の多くは 1970 年代以降に建築されていますが、建築後 40 年以上経過した建築物が延床面積ベースで全体の 12%、30 年以上経過した建築物が全体の 38% を占めています。類型ごとでは産業系施設（商工会館や畜舎公社施設等）の全てが建築後 40 年を経過しており、公営住宅も 40 年を経過する建築物が 30% を占めています。

また、全体の 30% が 1981 年以前の旧耐震基準で建築された建築物となっています。

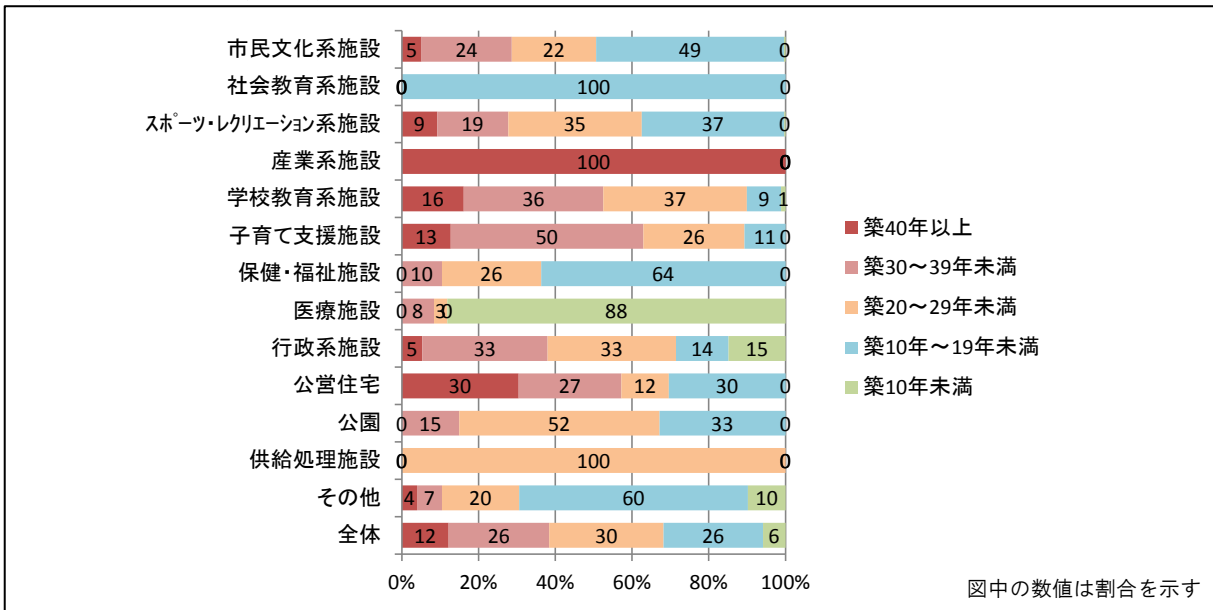
図表-公共建築物の保有状況

分類	施設数	延床面積 ㎡
市民文化系施設	44	14,791
社会教育系施設	2	1,184
スポーツ・レクリエーション系施設	41	29,791
産業系施設	3	2,075
学校教育系施設	16	48,177
子育て支援施設	14	5,690
保健・福祉施設	20	14,166
医療施設	6	5,082
行政系施設	28	35,275
公営住宅	40	21,686
公園	7	155
供給処理施設	2	3,021
その他	47	6,019
合計	270	187,112

図表-公共建築物の建築年度(棟ごとに集計)



図表-公共建築物の類型別建築経過年数



② インフラ施設

インフラ施設は、道路が延長 950.6km、橋梁が延長 4.8km、上水道が延長 62.5km、簡易水道が延長 408.8km を町が保有しています。

図表-インフラ施設の保有状況

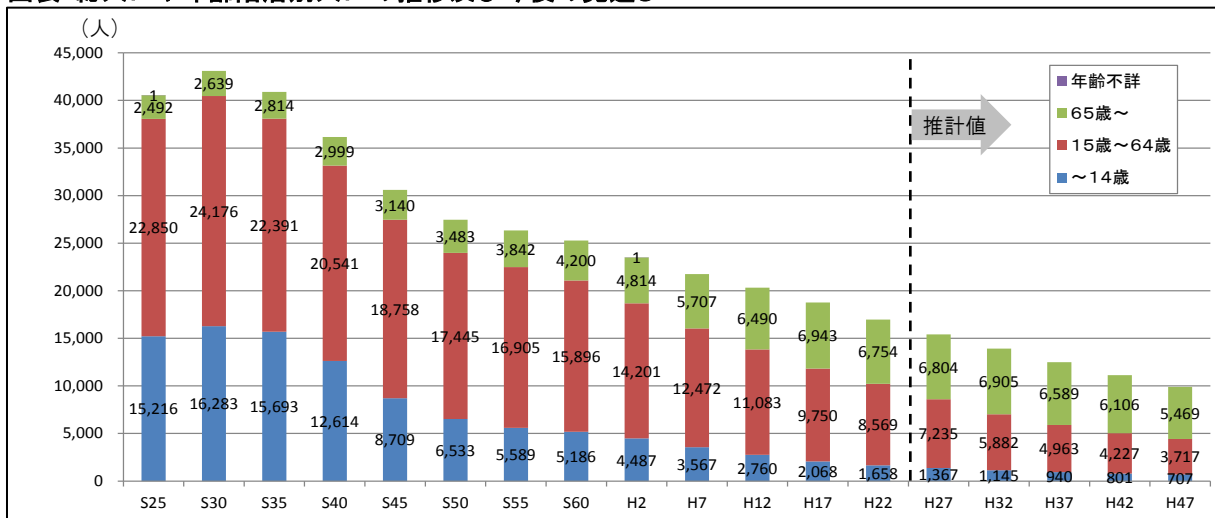
分類	施設延長
道路	延長 950.6km (一般道路 946.7km、自転車歩行者道 3.9km)
橋梁	延長 4.8km
上水道	延長 62.5km (導水管 3.7km、送水管 1.3km、配水管 57.5km)
簡易水道	延長 408.8km (導水管 16.2km、送水管 51.6km、配水管 340.9km)

2.2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

山都町の総人口（合併前は、旧町村の合計）は、昭和30年の43,098人をピークに減少が続き、平成22年はピーク時の約4割の16,981人にまで減少しています。今後もこの傾向は続き、平成47年には9,893人にまで減少することが予測されます。

年齢階層別人口についてみると、65歳以上の老年人口割合は、昭和30年は6.1%でしたがそれ以降は平成22年の39.8%にまで増加し続けており、平成47年には55.3%にまで増加することが予測されています。その一方で、15歳以上64歳以下の生産年齢人口割合は、昭和55年の64.2%をピークにその後は平成22年の50.5%にまで減少し続けており、平成47年には37.6%と、老年人口割合を下回ることが予測されています。

図表-総人口や年齢階層別人口の推移及び今後の見通し



	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
年齢不詳	人 1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	% 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65歳～	人 2,492	2,639	2,814	2,999	3,140	3,483	3,842	4,200	4,814	5,707	6,490	6,943	6,754	6,804	6,905	6,589	6,106	5,469
	% 6.1	6.1	6.9	8.3	10.3	12.7	14.6	16.6	20.5	26.2	31.9	37.0	39.8	44.2	49.6	52.7	54.8	55.3
15歳～64歳	人 22,850	24,176	22,391	20,541	18,758	17,445	16,905	15,896	14,201	12,472	11,083	9,750	8,569	7,235	5,882	4,963	4,227	3,717
	% 56.3	56.1	54.7	56.8	61.3	63.5	64.2	62.9	60.4	57.4	54.5	52.0	50.5	47.0	42.2	39.7	38.0	37.6
～14歳	人 15,216	16,283	15,693	12,614	8,709	6,533	5,589	5,186	4,487	3,567	2,760	2,068	1,658	1,367	1,145	940	801	707
	% 37.5	37.8	38.4	34.9	28.5	23.8	21.2	20.5	19.1	16.4	13.6	11.0	9.8	8.9	8.2	7.5	7.2	7.1
計	人 40,559	43,098	40,898	36,154	30,607	27,461	26,336	25,282	23,503	21,746	20,333	18,761	16,981	15,406	13,932	12,492	11,134	9,893
	% 100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

資料：平成22年以前は、国勢調査

資料：平成27年以降は、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）国立社会保障・人口問題研究所

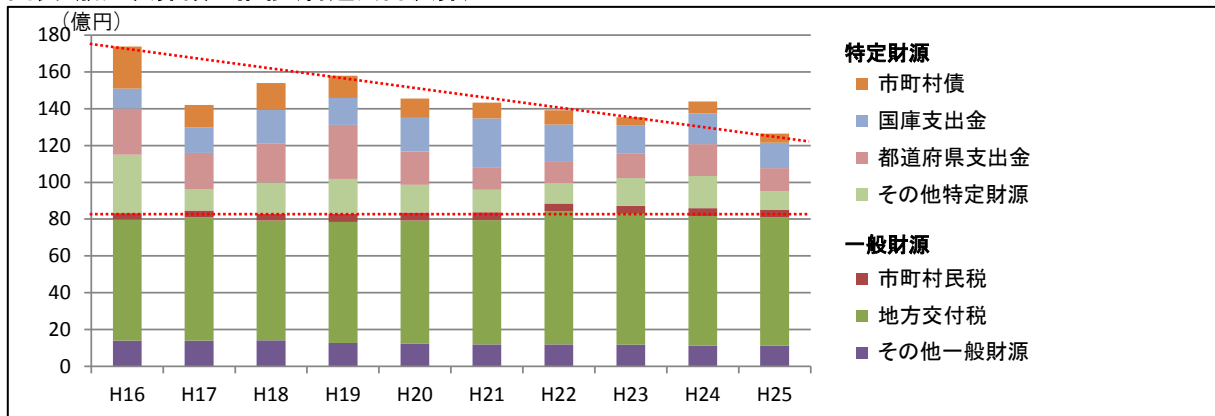
2.3 維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

(1) 本町の財政状況の推移

山都町の平成16年以降の歳入総額は減少傾向にあり、平成25年度は126億円と平成16年の73%となっています。この要因として特定財源の減少が大きいといえますが、85億円前後で推移していた一般財源についても、人口の減少や生産年齢人口の減少により大幅な増加を見込むことは難しく、今後、財源の確保はますます厳しくなることが予測されます。

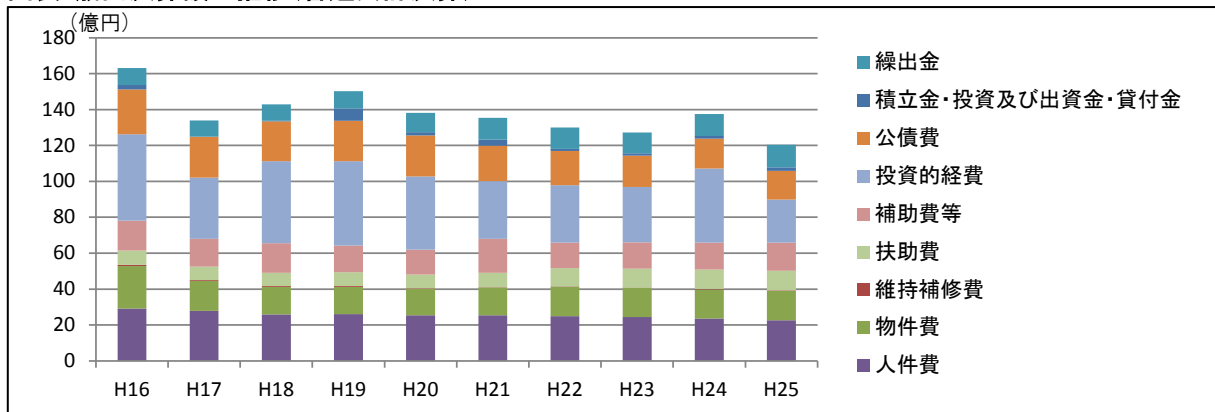
歳出については、歳入の減少にともない人件費や公債費を抑制しているものの、高齢化の進展等により扶助費は増加し続けており、公共建築物やインフラ施設の維持管理等に充当する投資的経費を、平成25年の24億円を上回るレベルで確保していくことは困難になるとが予測されます。

図表-歳入決算額の推移(普通会計決算)



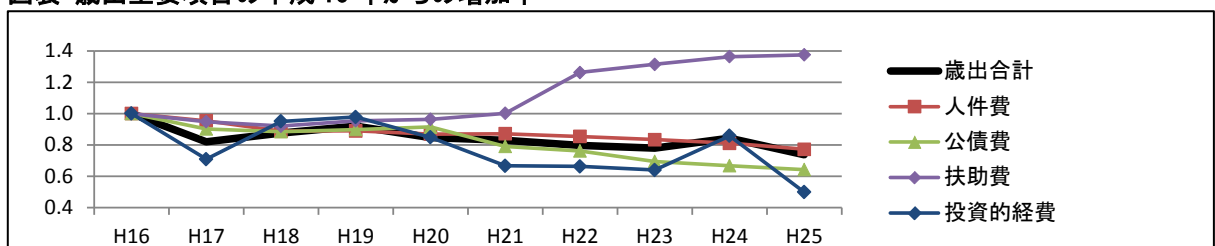
資料：決算統計

図表-歳出決算額の推移(普通会計決算)



資料：決算統計

図表-歳出主要項目の平成16年からの増加率



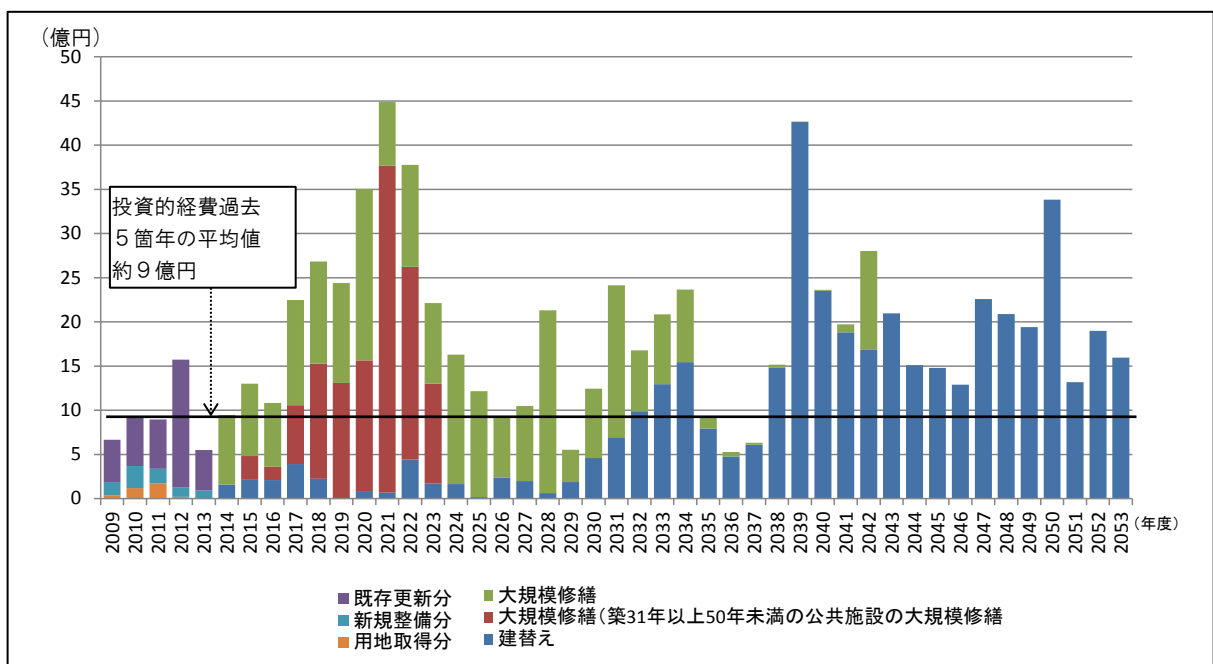
(2) 公共施設等の更新費用等の見込み

① 公共建築物の更新費用と充当可能な経費の見込み

前述した公共建築物をこのまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後40年間に約778億円、年平均にすると約19億円必要になる試算となります。

一方で、公共建築物に関する投資的経費の過去5箇年の平均は約9億円と、更新に必要な年平均額の半分程度となり、仮に、投資的経費を現状レベルで維持できたとしても、現在保有する施設を全て更新することはできません。

図表-公共建築物の更新費用と投資的経費



項目	更新費用		投資的経費
	今後40年間	年平均	年平均 ^{※1}
公共建築物	約778億円	約19億円	約9億円

※1：過去5箇年の平均値

② インフラ施設の更新費用と充当可能な経費の見込み

インフラ施設について、現在保有する施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、今後40年間に普通会計施設（道路・橋梁）は約668億円、公営事業会計施設（上水道）は約459億円、年平均にするとそれぞれ約17億円、約12億円必要になる試算となります。

一方で、インフラ施設に関する投資的経費の過去5箇年の平均は、普通会計施設で約15億円、公営事業会計施設で約3億円となり、いずれも更新に必要な年平均額を下まわる結果となっています。

図表-インフラ施設の更新費用と投資的経費

項目		更新費用		投資的経費
		今後40年間	年平均	年平均 ^{※1}
普通会計	一般道路	約545億円	約14億円	約15億円
	自転車歩行者道	約1億円	—	
	橋梁	約122億円	約3億円	
	合計	約668億円	約17億円	
公営事業会計	上水道 （簡易水道含む）	約459億円	約12億円	約3億円

※1：過去5箇年の平均値

3 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 現状や課題に関する基本認識

公共建築物については、本町が保有する延床面積約 19 万㎡、270 施設の施設を維持し続け、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間で約 778 億円、年平均約 19 億円必要となる試算となります。

一方で、公共建築物に関する投資的経費の過去 5 年間の平均は約 9 億円、更新に必要な年平均額の半分程度となり、仮に、投資的経費を現状レベルで維持できたとしても、現在保有する施設を全て更新することはできません。

また、町の人口は、平成 22 年の人口はピークであった昭和 30 年の約 4 割にまで減少しており、平成 47 年にはピーク時の約 2 割にまで減少することも予測されており、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化等により、安定的な維持管理を行っていく必要があります。

施設の安全面では、新耐震基準が適用される 1981 年以前に建築された建築物が全体の 30%（延床面積ベース）を占め、中には耐震性を有さない建築物も存在しており、これらの耐震化が必要となっています。このほか、供用廃止などにより使用しなくなった建築物については、倒壊等による人的被害が発生しないようにするための対策が必要となっています。

インフラ施設についても、本町が保有する施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間に普通会計施設（道路・橋梁）は約 668 億円、公営事業会計施設（上水道）は約 459 億円、年平均にするとそれぞれ約 17 億円、約 12 億円必要になる試算となります。

一方で、インフラ施設に関する投資的経費の過去 5 箇年の平均は、普通会計施設で約 15 億円、公営事業会計施設で約 3 億円となり、いずれも更新に必要な年平均額を下まわる結果となっています。

インフラ施設は生活を支える重要な施設のため廃止することは困難です。そのため、維持管理の効率化等により安定的な維持管理を行っていく必要があります。

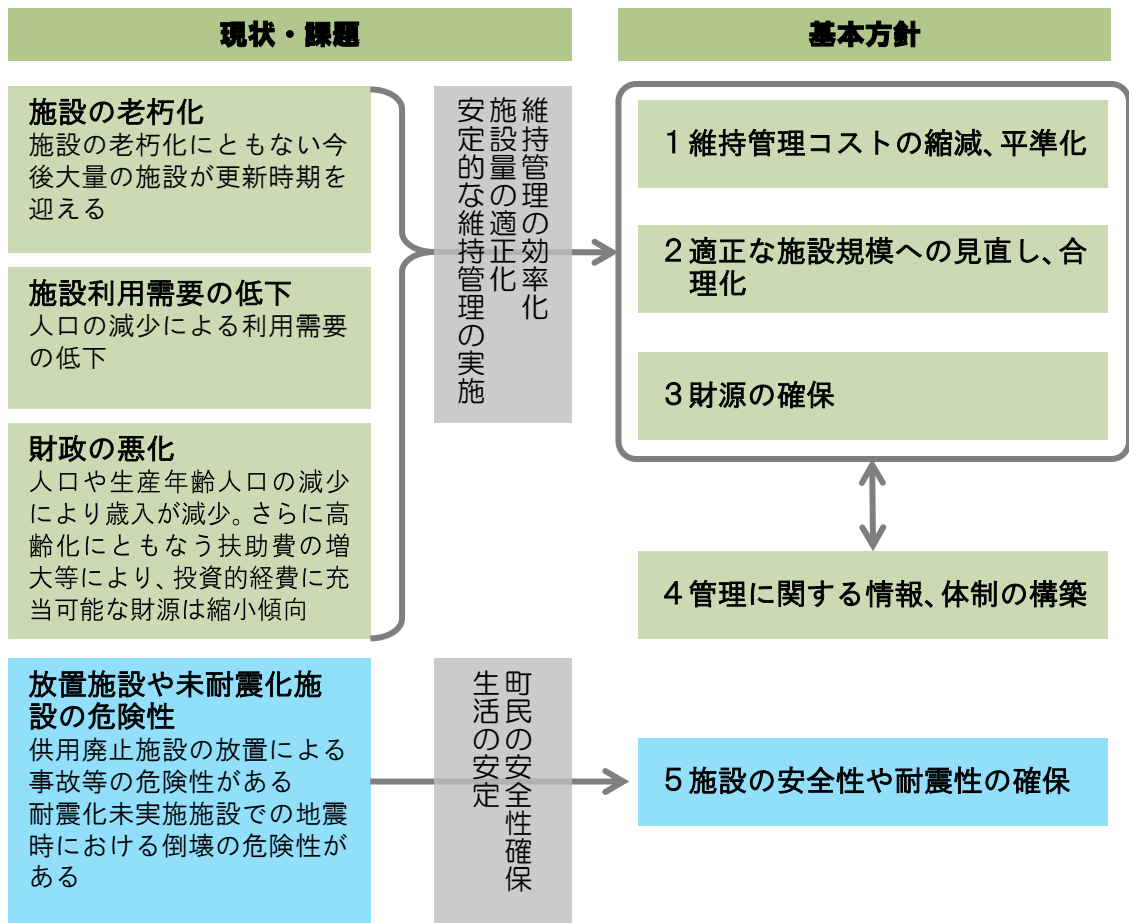
3.2 基本方針

前述の現状や課題に関する課題認識を踏まえ、本町における公共施設等を総合的に管理していくための基本方針を以下のように設定します。

公共施設等を総合的に管理していくための基本方針

- 1 維持管理コストの縮減、平準化
- 2 適正な施設規模への見直し、合理化
- 3 財源の確保
- 4 管理に関する情報、体制の構築
- 5 施設の安全性や耐震性の確保

図表-「現状・課題」と「基本方針」



3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前述した基本方針ごとに、管理に関する基本的な考え方を示します。

(1) 維持管理コストの縮減、平準化

① 適切な点検・診断等による問題箇所の早期発見（点検・診断等の実施方針）

施設の劣化が大きくなる前に予防保全型の維持管理を実施し、長期的な維持管理コストを縮減していくため、マニュアルに基づき点検・診断等を実施します。これら点検・診断等の結果はデータベース化し、マニュアルの充実等に活用します。

また、問題箇所の早期発見につながるように、管理実施職員以外の職員や利用者から報告されるように情報共有を図っていきます。

公共建築物

効率的に点検・診断等を実施していくため「点検・診断等マニュアル」を作成し、マニュアルに準拠して点検・診断等を実施します。

用途廃止予定の施設については事後保全型の維持管理とし、その他の施設は予防保全型の維持管理を原則とし、適切な点検・診断等を実施します。

インフラ施設

インフラ施設は現状の施設の維持を基本に、全ての施設において予防保全的な維持管理ができるように、適切に点検・診断等を実施します。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき職員による日常点検を実施するとともに、石橋は点検要領を参考に、その他の橋梁はマニュアルに準拠し定期点検を実施します。

② 長寿命化等によるトータルコストの削減（長寿命化の実施方針）

これまでの対処療法的な事後保全型の維持管理から、施設の劣化が進行する前に計画的に行う予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。長寿命化にあたっては、施設の重要性や点検・診断等を踏まえて、優先順位や維持管理方策を検討するなど、効率性や実施効果が最大となるように努めます。また、管理コスト削減につながる工法や取組を積極的に導入します。

長寿命化施策の実施結果はデータベース化し、施策の見直しのほか、施設ライフサイクルコストの試算や目標使用年数の設定等の精度向上に活用します。

公共建築物

点検・診断等の結果を踏まえて維持管理方策を検討し、長寿命化を推進します。

公営住宅については、長寿命化計画に基づき長寿命化を進めることを基本としますが、当計画との整合を図る必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行います。

インフラ施設

橋梁については橋梁長寿命化修繕計画に基づき長寿命化を実施します。その他の施設は長寿命化計画等を策定し、計画にもとづき長寿命化を実施します。橋梁長寿命化修繕計画については、当計画との整合を図る必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行います。

上水道については、独立採算を原則とした公営事業会計施設であることから、山都町水道ビジョンに基づき経営的視点で維持管理等を行っていますが、当計画との整合性を図る必要が生じた場合には、適宜見直しを行います。

新規整備にあたっては、整備効果や将来発生する維持管理コストを考慮して、必要性の高い施設についてのみ整備します。

施設の更新、新規整備時には、管理しやすい施設を整備します。

③ 遊休・余剰資産の売却等

遊休・余剰資産については、売却や貸し出しについて検討し、管理コストの縮減と新たな投資財源のねん出に努めます。

④ 年度間の管理コストの平準化

点検・診断等の結果や建替え時期、予算等を踏まえて、年度間の管理コストの平準化について検討します。

(2) 適正な施設規模への見直し、合理化（統合や廃止等の推進方針）

公共建築物

財源不足を解消するため、施設の統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、新たな施設整備は真に必要な施設のみとします。また、近隣自治体との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等を行い効率化を図ります。

地域で利用されるコミュニティ施設等については、地域間の均衡などに配慮した適切な規模への見直しを検討します。

施設の統合等の検討にあたっては、検討に必要となる施設の利用状況や維持管理状況等をカルテなどに整理し、これらの情報を用いて適正な規模への見直しや合理化について検討を行います。また、説明会や懇談会などを開催し、町民の意向を踏まえながら検討を行います。

インフラ施設

インフラ施設は生活を支える重要な施設であるため現状の施設の維持を基本とします。

(3) 財源の確保

① 基金の積み立て

将来にわたって安定的に公共施設を更新できるように、山都町公共施設整備基金条例等に基づき、町の公共施設等の整備に要する経費の財源確保に努めます。

② 国・県の補助制度等の活用

公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本町の財政負担を軽減します。上水道については、簡易水道施設での事業の効率化や整備に関する国庫補助を受けるため、水道事業の統合に努めます。

③ 民間事業者との連携

新たな公共施設の整備や運営等において、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を積極的に活用するPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の導入について検討します。また、民間施設を活用するなど公共施設によらない公共サービスの提供についても検討します。

④ 施設使用料の適正化

管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討します。

(4) 管理に関する情報、体制の構築（総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針）

施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴をデータベース化し、維持管理方策や、更新の際の設計仕様の見直し等の基礎資料として活用します。

また、公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内の横断的な体制を整備します。

職員自らが維持管理に関する問題意識を持ち改善できるようにしていくため、維持管理に関する講習会等へ積極的に参加します。

(5) 施設の安全性や耐震性の確保

① 安全確保の実施方針

危険性を有する施設においては安全対策を講じ、町民や利用者の安全性を確保します

公共建築物

供用廃止となり利用見込みのなくなった施設については早期に除却することとし、除却までは人が侵入できないようにするなどの安全対策を講じます。また、点検・診断等の結果より高度の危険性が認められた場合には、利用者の安全性を確保した上で、安全確保のための工事を実施します。

インフラ施設

インフラ施設は、生活を支える重要な施設であるため、高度の危険性が認められた場合には、応急措置により安全性を確保した上で、安全確保のための工事を実施します。水道については、漏水や折損事故の原因となる老朽化した鑄鉄管、鋼管、ビニル管を計画的に更新し、安定した水道供給に努めます。

② 耐震化の実施方針

公共建築物

不特定の人が利用する施設や災害時に拠点となる避難所等の公共建築物については、山都町耐震改修促進計画に基づき耐震化を実施します。

インフラ施設

点検・診断等により耐震性に問題があると判断された場合は、耐震化方策を検討し、耐震改修の実施や耐震性のある施設への更新を行います。特に、山都町地域防災計画で避難路に位置付けた道路及び橋梁等については、重点的に耐震化を実施します。上水道については、幹線管路や主要な病院までの重要管路については耐震性の優れた管路へ更新するとともに、配水池の耐震化を進めます。

4 計画のフォローアップの実施方針等

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し定期的に検討会を実施することにより、情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況確認を行います。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの低減、年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、計画の見直しについて検討します。これらの検討結果は、議会へ報告するとともに、ホームページなどを活用して町民に公表します。

また、今後新たな公会計制度を導入する中で、固定資産台帳の整備を行い、各施設の管理コストを明確にし、計画の精度向上に努めます。

山都町公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月

山都町役場 総務課 財政係

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6

TEL 0967-72-1111 FAX 0967-72-1080

E-mail somu@town.kumamoto-yamato.lg.jp